

## 伊奈町内循環バス広告掲示取扱基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、伊奈町内循環バスの車内への広告掲示の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (掲示広告の要件)

第2条 掲示できる広告は、伊奈町有料広告掲載取扱要綱第3条に該当しないものとする。

### (広告掲示の位置)

第3条 広告を掲示する場合の位置は、車内の広告掲示欄部分で、その掲示順序及び場所等については、町長が定める。

### (広告の規格)

第4条 掲示できる広告の規格は、横420ミリメートル以下、縦297ミリメートル以下とする。

### (広告掲示料)

第5条 広告掲示料は、一枚につき1月2,000円とする。

2 広告掲示物の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の広告掲示料は免除する。

- (1) 公共団体が主催、共催する行事、案内に関するもの
- (2) その他、町長が特に認めるもの

3 第1項の広告掲示料については、当該広告を掲示するバス車両を運行するバス事業者の収入とし、この収入は伊奈町内循環バス運行業務に対する費用の一部に充てるものとする。

### (掲示期間の上限)

第6条 掲示期間については、12月を上限とする。ただし、特に必要と認められるものについては、この限りでない。

(掲載の申込み)

第7条 広告の掲示を申し込みしようとする者(以下「申込者」という。)は、伊奈町内循環バス広告掲示申込書(様式第1号)に掲示しようとする原稿を添えて、掲示開始希望月の4週間前までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申込書の提出を受けたときは、掲示の可否を決定し、伊奈町内循環バス広告掲示決定通知書(様式第2号)により速やかに申込者に通知するものとする。

(広告掲示料の納入)

第8条 広告掲示の決定通知を受けた者(以下「掲示者」という。)は、町長が指定する期日(以下「指定期日」という。)までに、町を經由しバス事業者に広告掲示料を納入しなければならない。

2 前項に規定される「指定期日」は、掲示開始月の5日前とする。ただし、指定期日が次に該当する場合は、その前日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(広告掲示物の提出)

第9条 掲示者は、広告掲示料を納入する際、広告掲示物を町に提出しなければならない。

(広告掲示料の還付)

第10条 納入済みの広告掲示料は、還付しない。ただし、掲示者の責めによらない理由によって広告の掲示ができなかったときは、この限りでない。

( 掲示の取消し )

第 1 1 条 町長は、掲示者が指定期日までに広告掲示料を納入しないとき、  
または広告掲示物を提出しなかったときは、広告の掲示を取り消すこと  
ができる。

( 委任 )

第 1 2 条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成 2 0 年 1 月 1 日から施行する。



様式第2号（第7条第2項関係）

伊奈町内循環バス広告掲示決定通知書

年 月 日

様

伊奈町長

印

年 月 日付けで申し込みのありました広告掲示について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 次の条件を付して掲載する。

- (1) 広告の掲示期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。
- (2) 広告掲示枚数は、枚とする。
- (3) 広告掲示料は、円とする。年 月 日までに町を経由しバス事業者に納入すること。
- (4) 広告掲示物は広告掲示料の納入の際、町に提出すること。
- (6) バス車両が業務上やむなく代車になったことにより、バス車内に掲示することができない期間が生じても、町及びバス会社は一切の責任を負わない。

2 掲載しない。

（理由）